

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和元年6月定例県議会へ提案する教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められたため、付議する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。



財第38号

令和元年(2019年)5月29日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和元年6月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)の関係部分
- 第 5 号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 15 号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,400,444千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 815,888,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 地方特例金 交付金		713,594	1,621,169	2,334,763
	1 子ども・子育て支援 臨時交付金		1,621,169	1,621,169
2 分担金及び 負担金		3,573,750	980,815	4,554,565
	1 分担金	730,823	103,056	833,879
	2 負担金	2,842,927	877,759	3,720,686
3 国庫支出金		113,181,912	9,442,493	122,624,405
	1 国庫補助金	72,334,647	9,440,485	81,775,132
	2 国庫委託金	2,647,896	2,008	2,649,904
4 繰入金		53,690,410	4,431	53,694,841
	1 基金繰入金	53,325,549	4,431	53,329,980
5 繰越金		1	916,485	916,486
	1 繰越金	1	916,485	916,486
6 諸収入		57,943,919	62,051	58,005,970
	1 受託事業 収入	2,386,204	6,000	2,392,204

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 雑 入	7,221,890	56,051	7,277,941
7 県 債		89,060,000	11,373,000	100,433,000
	1 県 債	89,060,000	11,373,000	100,433,000
歳 入 合 計		791,487,713	24,400,444	815,888,157

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		41,525,055	799,114	42,324,169
	1 総務管理費	12,506,800	721,381	13,228,181
	2 企 画 費	6,396,768	2,709	6,399,477
	3 徴 税 費	6,637,128	75,024	6,712,152
2 民 生 費		103,769,525	2,233,946	106,003,471
	1 社会福祉費	60,751,749	36,421	60,788,170
	2 児童福祉費	33,343,962	2,197,525	35,541,487
3 衛 生 費		57,477,880	48,693	57,526,573
	1 公衆衛生費	40,148,783	11,740	40,160,523
	2 環境衛生費	14,529,108	36,953	14,566,061
4 農 水 産 業 林 費		65,392,964	3,631,024	69,023,988
	1 農 業 費	19,411,459	48,836	19,460,295
	2 農 地 費	20,492,979	3,082,480	23,575,459
	3 林 業 費	17,385,815	15,000	17,400,815

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 水産業費	5,945,147	484,708	6,429,855
5 商工費		58,166,080	13,192	58,179,272
	1 商業費	47,367,068	13,192	47,380,260
6 土木費		82,762,799	17,672,467	100,435,266
	1 道橋りょう路費	41,001,193	9,097,086	50,098,279
	2 河川海岸費	23,031,434	5,623,806	28,655,240
	3 港湾費	6,605,371	1,217,805	7,823,176
	4 都市計画費	7,275,185	1,733,770	9,008,955
7 教育費		139,996,195	2,008	139,998,203
	1 教育総務費	29,997,295	1,095	29,998,390
	2 社会教育費	3,051,435	913	3,052,348
歳出合計		791,487,713	24,400,444	815,888,157

教育委員会 6月補正予算 内訳

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正予算要求額
7 教育費			2,008
1 教育総務費			1,095
高校教育課	英語教育エンパワーメント事業	新学習指導要領で求められる生徒の英語での発信力を高める授業のあり方について研究し、普及を図るための教員指導力向上研修等に要する経費	1,095
2 社会教育費			913
社会教育課	子どもの読書活動推進支援事業	子どもの読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた取組を実施し、成果や課題について検証、分析する経費	913
教育委員会 合計			2,008

第 5 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第5条において「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

3 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第3条 第1号会計年度任用職員の報酬の額は、日額、月額又は時間額により、人事委員会規則で定めるところにより決定する。ただし、月額により決定する場合には、任命権者は、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

2 前項の報酬の額は、第1号会計年度任用職員をその職員の職務に従事する第2号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第2号会計年度任用職員に次条の規定を適用したと仮定した場合に決定される給料の額に、人事委員会規則で定める額を加算した額を基礎として決定するものとする。

3 前2項の規定により難い特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の報酬については、前2項の規定にかかわらず、熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。第6条第2項において「報酬等条例」という。）別表第1第1.6号に定める日額の報酬額（報酬の額を月額又は時間額により決定する場合にあっては、

これに相当する額として人事委員会規則で定める額) を超えない範囲内で、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その額を決定することができる。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第4条 第2号会計年度任用職員の給料の額は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

(給与の額、支給方法等)

第5条 前2条に定めるもののほか、第2条に掲げる給与の額、支給方法等に関し必要な事項は、会計年度任用職員の職務の複雑、困難、特殊及び責任の度に応じ、かつ、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。第8条第1項及び別表において「県立学校給与条例」という。)、又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。同項及び同表において「市町村立学校給与条例」という。))の適用を受ける職員(同条第2項において「常勤職員」という。))との均衡を考慮し、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の 公務のための旅行に係る費用弁償)

第6条 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、報酬等条例別表第2附属機関の委員その他の構成員の項の適用を受ける職員の例による。

3 前項の規定により難い特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号。次条第2項において「旅費条例」という。))別表第1の8級以下の職務にある者の項の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて計算した額とすることができる。

(第2号会計年度任用職員の旅費)

第7条 第2号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類、額及び支給方法は、旅費条例別表第1の8級以下の職務にある者の項の適用を受ける職員の例による。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第8条 第1号会計年度任用職員が一般職員給与条例第10条第1項、県立学校給与条例第11条第1項又は市町村立学校給与条例第10条に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、常勤職員に支給される通勤手当の額及び支給方法との均衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職 種	月 額
研究員	一般職員給与条例別表第3研究職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
医師及び歯科医師	一般職員給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(1)に定める2級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の人事委員会規則で定める職	一般職員給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の人事委員会規則で定める職	一般職員給与条例別表第4医療職給料表ウ医療職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額
県立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職	県立学校給与条例別表第1教育職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額
市町村立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職	市町村立学校給与条例別表第1教育職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	一般職員給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

令和元年（2019年）6月4日

教育政策課

学校人事課

1 条例の名称

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要がある。

3 内容

- (1) 目的について定める。（第1条関係）
- (2) 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与の種類並びに報酬の額及び決定方法について定める。（第2条、第3条関係）
- (3) 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与の種類並びに給料の額及び決定方法について定める。（第2条、第4条、別表関係）
- (4) (2) 及び (3) に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の額、支給方法等に関し必要な事項の決定方法について定める。（第5条関係）
- (5) 第1号会計年度任用職員の公務のための旅行及び通勤に係る費用弁償の額及び支給方法について定める。（第6条、第8条関係）
- (6) 第2号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費の種類、額及び支給方法について定める。（第7条関係）
- (7) この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定める。（第9条関係）
- (8) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「事務職員(」の次に「これらの職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第15条の9の見出し中「臨時職員又は非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時職員又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改める。

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の懲戒に関する条例(昭和26年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料に」を「給料に」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第 号)第3条第1項に規定する報酬の額(同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。)」を加える。

(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員」の次に「これらの職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第28条の3を削る。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（熊本県警察職員定数条例の一部改正）

第6条 熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。

第4条第1項第4号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（昭和29年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第 号）第3条第1項に規定する報酬の額（同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。））」を加える。

（熊本県職員定数条例の一部改正）

第8条 熊本県職員定数条例（昭和30年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第9条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「昭和25年法律第261号」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法」を加える。

選挙立会人

別表第2中
精神保健指定医
母子相談員
婦人相談員
を「選挙立会人」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員(第15条において「臨時的任用職員」という。)」に、「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第14条第2項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第15条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、「非常勤職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第15条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第 号)の適用を受ける者の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が1.8日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第19条の2 企業職員の職員以外のものうち地方公務員法第22条の2第1項に規

定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第 号）の適用を受ける者の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第13条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の2の2第3号及び第2条の2の3において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期

の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日。
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の2の3の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第28条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をして

いる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第29条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第30条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについては、人事委員会規則で定める。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第14条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号若しくは熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に、「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任

用職員」に改める。

(公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第15条 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の次に「地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号の規定により」を、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第17条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第27条の2 病院局職員で職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第 号)の適用を受ける者の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法(昭和25年法律第26.1号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)

の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

令和元年（2019年）6月4日
教育政策課

1 条例の名称

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。

3 内容

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度の創設等に係る関係規定の整備等を行う。

(1) 会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の規定の整備

ア 給与関係

(ア) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第1条、第15条の9関係）【第1条】

(イ) 熊本県職員等の旅費に関する条例（第1条関係）【第4条】

(ウ) 熊本県職員等退職手当支給条例（第2条関係）【第5条】

(エ) 熊本県報酬及び費用弁償条例（第1条、別表第2関係）【第9条】

(オ) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第2条、第14条、第15条、第15条の2関係）【第10条】

(カ) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第19条—第19条の3関係）【第11条】

(キ) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第27条、第27条の2関係）【第17条】

イ 分限・懲戒関係

(ア) 熊本県職員の分限に関する条例（第6条関係）【第2条】

(イ) 熊本県職員の懲戒に関する条例（第4条関係）【第3条】

(ウ) 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（第4条関係）【第7条】

ウ 勤務条件関係

(ア) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（第2条、第2条の2の2、第2条の2の3、第3条、第7条、第8条、第28条—第30条関係）【第13条】

(イ) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第17条関係）【第14条】

(2) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の規定の整理

ア 熊本県警察職員定数条例（第1条、第4条関係）【第6条】

- イ 熊本県職員定数条例（第1条関係）【第8条】
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（第2条関係）【第12条】
 - エ 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（第2条、第11条関係）【第15条】
 - オ 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第3条関係）【第16条】
- (3) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 15 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表に次のように加える。

大型映像装置A	一式1時間につき	1,130円
大型映像装置B	一式1時間につき	1,130円

附 則

この条例は、令和元年10月2日から施行する。

（提案理由）

熊本県立総合体育館に新たに設置する大型映像装置の使用料の追加を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。